

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館  
デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務委託仕様書

## 1. 目的

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館は、国宝 1 件、重要文化財 12 件をはじめ多くの文化財を保管・展示する、質・量ともに「日本一の考古博物館」ともいえる博物館である。

本業務は、当博物館の展示解説にデジタル技術をもとにした「デジタルミュージアム」を導入することで、来館者及び館外の方々にこれまで以上に展示を深く理解していただき、博物館の魅力強くアピールして、さらなる誘客することを目的とする。

その目的のため、従来の来館者層（考古学ファン）にはより深い解説を、新たな来館者層（若年層、外国人等）にはより親しみやすく、理解しやすい解説を提供するデジタルコンテンツを制作するものである。

## 2. 業務名

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館デジタルミュージアム用コンテンツ制作業務

## 3. 実施期間

令和 5 年 6 月 30 日～令和 6 年 3 月 16 日まで。

令和 6 年 3 月 16 日までにコンテンツの公開を実施する。

## 4. 業務の概要

- ・常設展示を 360 度で疑似観覧できるデジタルミュージアムを構築し、ホームページ (<http://www.kashikoken.jp/museum/top.html>) 上に公開する。また施設来館時の展示ガイドとしても使用できるように、スマートフォンにも対応させる。
- ・デジタルミュージアムのトップページは館の平面図とし、平面図上の常設展示室にカーソルをクリックすると展示室に入り、画像をスクロールすることで展示室内を 360 度リアルに観覧できる構造とする。また、エントランスから順番に館内を巡ること（ストリートビュー）ができるものとする。
- ・各展示室では担当学芸員がアバターとなり、文字及び音声にて展示品などの解説をする。

## 5. 業務の内容

制作業務は委託者（奈良県立橿原考古学研究所）の指導・監督のもと、博物館担当職員との協議を踏まえて進めていくものとする。

### 5-1. 撮影

常設展示室の展示状況、及びエントランスから館内を巡る移動経路を 360 度カメラで撮影する。

- ① 常設展示室は3室（6コーナー）
- ② エントランスから館内を巡る移動箇所の撮影は数ヶ所。  
（ストリートビューのように向きを変え、戻ることが可能な構成とする）
- ③ 画質は2,300万画素相当とするが、サーバー空き容量により委託者と協議すること。
- ④ 撮影日数は2日程度。
- ⑤ 必要に応じて解説映像に使用する展示品のスチール撮影も行うこと。

### 5-2. 展示品の解説映像

各展示室においては、展示コーナーのコンセプトや概要を紹介、室内の展示品をクリックすることにより、その展示に関する解説をする。

- ① 大人の興味をひきつける内容とすると同時に小学生にも理解できる表現とすること。
- ② 解説する展示品は3室4ヶ所（計12ヶ所）を想定する。
- ③ 外国人利用者を考慮し多言語対応をすること〔日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語〕。
- ④ 解説映像の長さは1ヶ所につき2分までとする。

### 5-3. 解説者（学芸員）アバターの制作

閲覧者に展示解説をおこなう解説者（学芸員）のアバターを作成する。

- ① 各室に1人のアバター（計3人）を2DCGで作成すること。
- ② アバターの音声は学芸員が担当する。

### 5-4. クイズの作成

閲覧者の理解を深めるため、展示品の解説ポイントをクイズ形式で出題する。

- ① 閲覧者が回答をクリックで選ぶ仕様とする。
- ② 各室5問程度とする。合計点数を計算し最後に表示する仕様とする。

### 5-5. オリジナル音楽の制作

制作映像コンテンツに挿入するオリジナルの楽曲を制作し、演奏者が実奏した音源を録音すること。

- ① 作曲者の選定にあたって委託者の同意を得ること。
- ② 楽曲演奏者の選定にあたって委託者の同意を得ること。
- ③ 演奏の録音は、クラシック音楽録音に適した音楽専用スタジオでおこなうこと。

## 6. 構築・公開

サーバーは奈良県立橿原考古学研究所附属博物館のホームページサーバーを使用する。サーバー環境は別途提供し、仕様や制限は当該サーバーの範囲内で構築すること。

※Windows10 以上、Android13.0 以上、iOS 16.0 以上で動作

(1) ウェブページの形式

公開されるホームページの対応ブラウザは次の通りとする。

非対応ブラウザについては別途協議する。

【パソコン向け】

- ・ Microsoft Edge
- ・ Google Chrome
- ・ Firefox
- ・ Safari
- ・ Mozilla

【スマートフォン向け】

- ・ iPhone 及び Android の標準ブラウザ

## 7. 提出書類・検査等

### 7-1. 提出書類

受託者は、契約後速やかに次の書類を委託者に提出し承認を得ること。

なお、上記書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届等を提出し承認を得ること。

(1) 業務実施計画書

受託者は、契約締結後速やかに委託者と協議の上、本業務の準備から終了前の日程、業務内容の詳細、技術者の配置・分担について記入した業務実施計画を提出し、承認を受けるものとする。

(2) 業務工程表

業務の着手前に、業務工程表を提出し、承認を受けること。

(3) 配置技術者報告書

(4) 委託業務実施報告書

業務完了期日までに全ての作業を完了するとともに、委託業務実施報告書を委託者に提出し、検査を受けること。検査に合格した後に引き渡しを受ける。

### 7-2. 完成検査

検査は成果物の引渡しを目的とし、委託者の立ち会いのもとに行うこと。

万一不備もしくは、不良の事項のある場合は、委託者の指示に基づき、直ちに取り替えまたは補修を行って完全なものとし、再検査を履行期限までに受けること。

### 7-3. 成果物

受託者は、業務の完了後、次の成果物を遅滞なく委託者に引き渡すこと。

成果物の提出期限 令和6年3月16日(土)

## 成果物

1	ホームページに公開する内容（HTML ファイル、MP4 ファイル等）を網羅したハードディスクドライブ	1 台
2	業務実施計画書（A4 サイズ）	2 部
3	取り扱いマニュアル（A4 サイズ）	2 部
4	完成届、引渡書	1 部
5	内部事務協議の資料、議事録 <正・副>	2 部
6	その他委託者が必要とするもの	1 部

## 8. 瑕疵担保

- (1) 委託者は、成果物の引き渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見された時は、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。
- (2) 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引き渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- (3) 委託者は、成果物の引き渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていた時は、この限りではない。
- (4) 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 9. 留意事項

- (1) 受託者は、委託者から業務改善を指摘された場合、協議のうえ速やかに対処しなければならない。また、その経過および改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出しなければならない。
- (2) 受託者は、本契約の履行期間、また履行後においても、業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様である。
- (3) 本委託業務において作成された成果物にかかるすべての著作権は、委託者に帰属する。また、業務の履行にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意する

こと。やむを得ず第三者が有する著作権の写真、文章、図解などを使用するときは、あらかじめ委託者と協議のうえ、著作権法上に定められた手続きを行うこと。もし、これらの手続きを経ないで問題が生じても委託者は一切の責任を負わず、負担もしない。

- (4) 設置にあたっては、特定の者でしか扱えない特殊な技術や器具等を避け、汎用性の高いものを使用するよう配慮すること。
- (5) 委託期間中に受託者に帰すべき理由により不具合が生じた場合は、誠意をもって対応すること。なお、この場合に必要な経費は受託者の負担とする。
- (6) 別添『公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）』を遵守すること。
- (7) 仕様書に含まれていない事項については、委託者と受託者双方による協議を行い、決定するものとする。